

令和8年7月17日

各位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード 2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03 - 6225 - 2161)

子会社（昭和ゴム株式会社）に関する昭和ホールディングス株式会社の 開示内容及び当社の対応に関するお知らせ

当社は、2026年7月15日、当社子会社である昭和ゴム株式会社（本店：千葉県柏市、代表取締役社長：山口紀行、以下「昭和ゴム」といいます）の代表取締役社長 山口紀行氏より、昭和ホールディングス株式会社（東京証券取引所スタンダード市場、コード番号 5103、以下「昭和HD」といいます）による開示内容及び同社関係者の行為に関し、下記のとおり報告を受けました。本件は、当社ホームページに掲載している2026年7月16日付「当社取締役に関する昭和ホールディングス株式会社の開示内容に関するお知らせ」に関連する事項であり、株主・投資家の皆様にご心配をおかけしておりますことも踏まえ、あわせてお知らせいたします。

記

1. 昭和HD取締役らによる威迫行為

2026年7月6日、昭和HD取締役細野敦氏及び前田葉子弁護士は、事前のアポイントメントなく昭和ゴム柏工場を訪問し、応対した従業員に対し「犯罪として警察にも言う」「嘘をつくとお前も警察につかまるぞ」等の言辞を用いて詰問を行い、著しい心理的負担を与えたとのことです。当該従業員は、「怒気を孕んだ声色と、鋭い目つきが怖く」面談当日の夜にそれを思い出して眠ることができず、翌日からは医学的治療を受けることを余儀なくされたとのことです。[DD1.1]

昭和ゴムは2026年7月14日付で細野氏に対し「威迫行為に関する嚴重な抗議書」（別紙1）を発送し、当該従業員への誠実な謝罪、被害弁償、再発防止に関する誓約書の提出を求めています（回答期限：2026年8月6日）。

2. 昭和HD開示内容に対する訂正要求

昭和HDが2026年7月8日に公開した開示には、「昭和ゴムが同社の子会社でなくなった結果、昭和HDの事務を行わないよう前代表取締役此下竜矢氏から告げられた」旨の記載がありますが、昭和ゴムは、以下の理由からこれを事実と異なるものとして強く抗議しております。

- ・従業員も「昭和HDの事務を行わない」といった発言はしていないこと
- ・昭和ゴムは上場規則上、株主名簿管理業務を行う資格を有しておらず、実際に行った事実もないこと（当該記載は昭和ゴムが法令違反を行っているとの誤解を招くものであること）
- ・此下竜矢は昭和ゴムの代表取締役ではなく執行権限を持たない取締役であり、従業員に対して直接指示を行い得る立場にないこと

昭和ゴムは2026年7月14日付で昭和HD代表取締役宛に「開示訂正要求書」（別紙2）を発送し、5営業日以内（2026年7月20日まで）の訂正開示、正式な謝罪声明の発出、投資家・株主等ステークホルダーに対する名誉回復措置、及び損害賠償を求めています。なお、昭和ゴムは昭和HDに対し契約解除等を申し出ておらず、契約に従って業務を適切に継続してお

ります。昭和 HD からは 6 月 29 日の同社株主総会后、アポイントメントなしの上記来訪があった以外、なんらの新たな業務指示ありません。

3. 当社の対応方針

当社は、昭和ゴムを子会社とする親会社として、上記の報告内容を重く受け止めております。子会社の役職員に対する上記のような行為、及び事実と異なる開示によって子会社に生じている不利益は看過できないものと考えており、親会社として昭和ゴムの立場を支持するとともに、同社が行う訂正要求及び名誉回復に向けた対応を全面的に支援してまいります。

当社といたしましても、グループ会社の信用及び役職員の安全・安心を守る観点から、事実関係の把握に努め、必要な対応を継続的に講じてまいる所存です。

今後、株主・投資家の皆様に開示すべき事由が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

【添付資料】

別紙 1：「威迫行為に関する嚴重な抗議書」（昭和ゴム株式会社発、2026 年 7 月 14 日付、細野敦弁護士宛）

別紙 2：「開示訂正要求書」（昭和ゴム株式会社発、2026 年 7 月 14 日付、昭和ホールディングス株式会社代表取締役宛）

=書留=

〒277-8556
千葉県柏市十倉二丁目3番4号

昭和ゴム株式会社
代表取締役社長 山口 紀行様

令和8年7月14日

〒277-8556

千葉県柏市十余二348番地

昭和ホールディングス株式会社

代表取締役 殿

〒277-8556

千葉県柏市十余二348番地

昭和ゴム株式会社

代表取締役社長 山口 紀行

開示訂正要求書

昭和ホールディングス株式会社による虚偽記載（昭和ゴム株式会社関連情報に関する虚偽）の訂正要求

第一 虚偽記載の内容

昭和ホールディングス株式会社が令和8年7月8日に公開した開示（TDNet ファイル ID: 140120260630584646 及び 140120260708589710）には、以下の虚偽記載が含まれています。

【虚偽記載】「当社の開示事務、株主名簿管理を行っていた昭和ゴム株式会社」

「昭和ゴム株式会社が当社の子会社でなくなった結果、昭和ホールディングスの事務を行わないよう前代表取締役此下竜矢氏から告げられた」

第二 昭和ゴムへの影響と威迫行為

昭和ゴム株式会社の代表取締役社長として、上記虚偽記載は当社の名誉および信用に著しい悪影響を与えています。

特に、令和8年7月6日に貴社取締役細野敦氏及び前田葉子弁護士が当社（昭和ゴム）に突然、事前のAppointmentもなく訪問し、当社従業員に対して「それは竜矢の指示なのか」と何度も詰問し、精神的威迫と圧迫を加えました。当該詰問により、当社従業員は精神的苦痛を被りました。

その後、細野敦氏及び前田葉子弁護士による当該威迫行為に基づいて、虚偽の開示が作成されたという経緯があります。影響は以下の2点です。いずれも重大な信用毀損を形成していると考えます。

- ① 当社が契約に反して貴社との契約を履行しなかったという虚偽が流布されたことにより、当社が契約を軽んじる企業と解される内容となっております。
- ② 上場企業の株主名簿管理業務は（東京証券取引所有価証券上場規程 205 条 8 号、601 条 1 項 13 号、東京証券取引所有価証券上場規程施行規則 212 条 8 項）により信託銀行等の資格のある法人によってしか

できないところです。当然に当社は行なっておりません。当社が貴社の株主名簿を管理していたという規則違反を貴社と当社が犯していたとする開示文は事実と反しています。このことにより当社は法令遵守を行わない企業と解される内容となっております。

- ③ 当社が取締役会や代表取締役等ではなく、1 取締役が重大な意思決定や命令をしているかのような記述により、当社のガバナンス・指示命令系統に重大な瑕疵があると解される内容となっております。

第三 事実の記述

- ・当社は貴社に対して契約解除を申し出ておらず、また当社従業員も「昭和ホールディングスの事務を行わない」などと発言しておりません。
- ・当社は上場規則違反に当たる上場株式会社である貴社の株主名簿管理業務を行ったことはありません。
- ・此下竜矢は昭和ゴム株式会社の代表取締役ではなく、執行権限を持たない取締役です。したがって、同氏が従業員に対して直接指示を行っておりません。

上記は訪問者であり、開示責任者である細野敦氏及び補助者の前田葉子弁護士が、一方的に虚偽の「指示」を想定し、開示を作成したものです。

第四 訂正開示の要求

貴社は、以下の訂正開示を5営業日以内に提出してください。

「令和8年7月8日の開示において『昭和ゴム株式会社が当社の子会社でなくなった結果、昭和ホールディングスの事務を行わないよう前代表取締役此下竜矢氏から告げられた』と記載いたしましたが、これは虚偽でした。前代表此下竜矢氏は昭和ゴム株式会社の代表取締役ではなく、執行権限を持たない取締役であり、当該指示が行われたということは確認できておりません。また「昭和ゴムが昭和ホールディングスの事務を行わない」との決定がなされたことも確認できておりません。訪問者である細野敦氏及び前田葉子弁護士が訪問を行っただけであり、開示内容は同人たちが想像しただけの内容でした。当該虚偽記載により、昭和ゴム株式会社の名誉および信用に重大な損害を与えたこともあわせてお詫びいたします。また、当該訪問時にアポイントメントなく突然訪れたこと、訪問に当たって精神的威迫を昭和ゴム従業員に与えたことを心からお詫び申し上げます。

今後このようなことが起こらないよう、再発防止に努めます」

第五 名誉回復

昭和ゴム株式会社の名誉が虚偽開示により著しく毀損されました。貴社は、上記訂正開示とともに、以下の対応を実施してください。

- ① 昭和ゴム株式会社に対する正式な謝罪声明の発出
- ② 投資家及び株主、その他の貴社ならびに当社ステークスホルダーに対する昭和ゴムへの謝罪と名誉回復措置
- ③ 虚偽記載と威迫行為に対する損害賠償

第六 対応期限

対応期限：令和8年7月20日（5営業日以内）

第七 参照資料

細野敦氏ならびに前田葉子氏による当社従業員への威迫行為に関する詳細については、別途送付資料「細野氏ならびに前田氏による当社従業員への威迫行為への抗議書」をご参照ください。

本件に関し、当社は将来において、民事上及び刑事上のいかなる法的措置を講じる権利をも保有しており、本要求はかかる権利を放棄するものではありません。

謹言

（付記）
差出人 〒277-8556
千葉県柏市十余二348

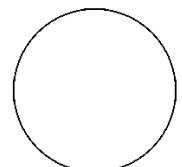
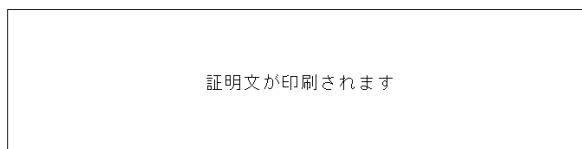
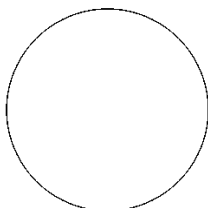
昭和ゴム株式会社

代表取締役社長 山口 紀行

受取人 〒277-8556
千葉県柏市十余二348

昭和ホールディングス株式会社

代表取締役殿



=書留=

〒277-8556
千葉県柏市十倉二丁目3番4号

昭和ゴム株式会社
代表取締役社長 山口 紀行様

令和8年7月14日

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-12-9

スズエ・アンド・スズエビル6階

大江・田中・大宅法律事務所

弁護士 細野 敦 殿

〒277-8556

千葉県柏市十余二348番地

昭和ゴム株式会社

代表取締役社長 山口 紀行

威迫行為に関する厳重な抗議書

第一 事件の概要

令和8年7月6日に当社柏工場で行われた細野敦氏及び前田葉子氏（シティニューワ法律事務所）による威迫行為につき、ここに厳重なる抗議を表明するとともに、本件行為の違法性を指摘し、謝罪を要求いたします。

第二 威迫行為の具体的内容

日時 令和8年7月6日（月）13時55分から15時40分

場所 昭和ゴム株式会社柏工場 ミーティング ルーム B

より具体的には、細野敦氏が面談冒頭から、細野氏自身初めて会ったはずの当社従業員に対して以下の言辞を發しました。

「犯罪として警察にも言う」

「嘘をつくとお前も警察につかまるぞ」

（開示原稿と見られるパソコンのディスプレイを見せながら「開示文章も作っている。あなたの名前も載ることになりますからね」

「今すぐ担当者に電話しろ」

「個人の電話番号を教えろ」

これらの脅迫的言辞に加えて、イラついた激高した声色と恐怖心を与える表情で、当社従業員等に著しい心理的ストレスをもたらしました。また、当該社員の返答に対しても

「連絡が取れないのは嘘だろう」

などと初めから信用できないと決めつけていました。さらには、当社従業員の前で、「東証に電話する」と言い出し、電話をしました。当然にその電話先が誰であるか当社従業員が確認できるはずもありませんでし

た。しかしその曖昧な根拠を元に、さらに詰問を繰り返しました。

第三 当該行為による被害

貴殿らに対応した社員は、面談での激高と威迫に立ち会い、その責任者として心理的な負担を負いました。その結果、面談当日は「夜も眠ることができず」、面談翌日には医学的治療を受けることを余儀なくされました。

第四 細野敦氏ならびに前田葉子氏に関する重大な問題点

細野敦氏は、弁護士であり、過去に裁判官を務めた経歴を持つ人物です。しかし、昭和ホールディングスの取締役を過去7年間務めているにもかかわらず、毎年の定時株主総会招集通知に記載されているように、過去約5年間にわたって一度も取締役会に出席していないと理解しております。その上、7年間の間に当社の事業を視察するなどしたこともなく、当社のゴム事業に興味を示してきませんでした。前田弁護士もグロノウ取締役の補助者として7年間の間に当社の事業を視察するなどしたこともなく、当社のゴム事業に興味を示してきませんでした。しかしながら細野氏と同様に、その上、7年間の間に当社の事業を視察するなどしたこともなく、当社のゴム事業に興味を示してきませんでした。そのため両名とも対応した社員をはじめ、当社社員とはほぼ面識がなく、アポイントメントのない突然の来社に当社社員等は「一体誰であるのか」すら 確認できない状態でした。

第五 法的責任

細野敦氏及び前田葉子氏の上記行為は、以下の法律に違反する違法行為と考えます。

- 1 民法第709条違反（不法行為） 当社従業員の精神的利益を侵害し、損害賠償責任を負う
- 2 刑法第222条違反の可能性（脅迫罪） 「警察につかまるぞ」等の言辞で被害者を脅迫
- 3 弁護士法違反 弁護士として品位を欠く行動、法1条に違反

第六対応要求

ご返答期限 令和8年8月6日（30日以内）

期限内に、以下の対応をしていただきたく要求いたします。

- 1 当社従業員（湯川氏及び芝崎氏）に対する誠実な謝罪
- 2 被害弁償（精神的苦痛に対する慰謝料、医学的治療費）
- 3 再発防止に関する誓約書の提出

第七法的措置の留保

当社はあらゆる法的措置等を講じる権利を保有しており、本状はかかる権利を放棄するものではありません

ん。

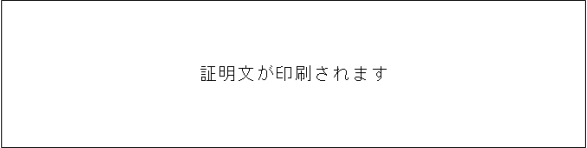
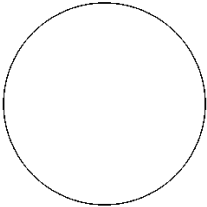
(付記)
差出人 〒277-8556
千葉県柏市十余二348

昭和ゴム株式会社

代表取締役社長 山口 紀行

受取人 〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-1 2-9 スズエ・アンド・スズエビル6階
大江・田中・大宅法律事務所

弁護士 細野 敦殿



証明文が印刷されます

